

発議第2号

高山市議会の議決すべき事件を定める条例について

高山市議会の議決すべき事件を定める条例を地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成23年3月25日提出

提出者 高山市議会議員 杉本健三

賛成者 高山市議会議員 大木 稔
伊 嵩 明 博
水 門 義 昭
松 葉 晴 彦
佐 竹 稔
車 戸 明 良
中 箴 博 之
岩 垣 和 彦
真 野 栄 治

提案理由

議会において議決すべき事項を追加するため制定しようとする。

発議第2号

高山市議会の議決すべき事件を定める条例について

高山市議会の議決すべき事件を定める条例を地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成23年3月25日提出

提出者 高山市議会議員

賛成者 高山市議会議員

提案理由

議会において議決すべき事項を追加するため制定しようとする。

高山市議会の議決すべき事件を定める条例

(目的)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づく高山市議会（以下「議会」という。）の議決すべき事件については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、基本計画（法第2条第4項に規定する基本構想に基づき市政の基本的な事項について作成する計画をいう。）の策定、変更又は廃止とする。

附 則

この条例は、平成23年5月1日から施行する。